兵庫地方最低賃金審議会

第２回兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

令和８年８月 25 日（火） ９時 25 分～10 時 40 分	
兵庫労働局　第３共用会議室	
公益委員	千田委員、三上委員
労働者委員	圓行委員、田川委員
使用者委員	伊藤委員、金子委員、鈴木委員
事務局	丸山労働基準部長、安積賃金室長、下風賃金指導官 神藤労働基準監督官、村田労働基準監督官
（１）兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について （２）その他	
議　事　内　容	

○下風賃金指導官

少し早いですが皆様おそろいになりましたので、ただ今から、第２回兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を開会します。

本日は、清田委員と片山委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第６条第６項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告いたします。

本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はございませんでしたので御報告いたします。

では、この後の進行につきまして、千田部会長にお願いいたします。

○千田部会長

各委員の皆様、本日の審議につきましてもよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入りたいと思います。

議題については、前回の引き続きとなりますが、議題（１）「兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について」です。

前回、８月 19 日の専門部会では、労使からそれぞれ、今年の輸送用機械器具製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の有無について、基本的な考えをお聞きしました。

前回のそれぞれの御意見としましては、労働者側は、高水準の企業収益や政府による各種政策もあり、経済は緩やかではあるが成長している。その中で兵庫県下も同様の景況感であり、鉄道車両製造については受注・生産は一定程度確保され、船舶も新造船発注の増加により４年以上の手待ち工事量となっている。航空機においても生産は防衛、民間分野の旺盛な需要を背景に高水準で推移している。これらの産業については生産年齢人口が減少する中で、人材の確保・定着、専門性が求められる業種であることから、地賃よりも優位性のある水準が必要と考える。地賃よりも優位性が確保できれば価格転嫁の波及など事業の公正競争確保にもつながる。春闘における製造業の賃上げ率も５％台と高水準であり、賃上げの流れをこの産業の未組織労働者に波及させることで経済の好循環にもつながるとも考えられること等から、この特定最賃は改正を行う必要があると考えるということでした。

一方、使用者側の主張は、地賃の大幅な引き上げが続く中、特定最賃が埋没しているケースが多く、この特定最賃自体が形骸化しており、その役割を果たしてはいない。

特定最賃の存在意義を考え直す時期ではないかと考える。人材確保については特定最賃額の引き上げではなく、個々の企業が対応すべきものである。中小企業の労働分配率は８割を占めており、企業の経営環境は厳しく価格転嫁も十分ではない。特に中小企業では防衛的な賃上げが多く、特定最賃の引き上げは企業の投資余力を削ぐおそれもある。人材確保が重要であることは他産業でも同様であり、この特定最賃について改正の必要性はないと考えるということであり、労使それぞれの意見の一致には至りませんでした。そのため、本日も引き続き審議を進めていきたいと思います。

前回同様、最初に労使それぞれでの打ち合わせは必要でしょうか。

○労使委員

お願いします。

○千田部会長

では、10 分程度でお願いします。

（労使それぞれ、別室で意見調整）

○千田部会長

それでは、審議を再開します。

では、前回の審議以降、使用者側、労働者側それぞれで輸送用機械器具製造業最低賃金に係る改正決定の必要性について検討していただいた結果をお聞きしたいと思います。

それでは使用者側委員からお願いします。

○鈴木委員

使用者側としましては、前回に申し上げた主張のとおりで、何ら変更はございません。

○千田部会長
それでは、次に、労働者側委員からお願いします。

○圓行委員
それでは、労働側主張を圓行からさせていただきます。
先般の必要性審議において、使用者側から「必要性なし」との表明がありました。
しかし、労働者側としては、兵庫県の輸送用機械器具製造業における特定最低賃金について、その必要性を引き続き認めるべきであると考えます。
まず、前回、使用者側から「地域別最低賃金を上回る水準を設定することに合理性が必要」との御指摘がございましたが、輸送用機械器具製造業の特定最低賃金の必要性を、地域別最低賃金との差額だけで判断することは適切ではありません。
特定最低賃金は、単に地域別最低賃金に一定額を上乗せすることを目的とするものではなく、産業固有の賃金水準、労働力の確保、産業の持続的な発展、技能・技術の継承、労使による賃金形成などを踏まえ、当該産業に必要な最低水準を定めることに意義があります。
したがいまして、地域別最低賃金の引上げによって差額が縮小、あるいは逆転したことをもって、直ちに特定最低賃金の役割が失われたと判断すべきではありません。
地域全体の最低賃金水準が上昇したことと、輸送用機械器具製造業において必要な人材を確保し、技能・技術を継承するために必要な賃金水準を検討すべきものです。
輸送用機械器具製造業は、我が国のものづくりを支える重要な産業であり、幅広い関連企業や取引先によって成り立っています。その競争力を維持・発展させるためには、熟練した技能・技術を持つ人材を確保・定着させ、次世代へ技能を継承していくことが不可欠です。特定最低賃金についても、地域別最低賃金との差額の大小だけではなく、人材確保、技能・技術の継承、産業の持続性や労使による賃金形成といった観点から、その役割と必要性を評価すべきと考えます。
次に、「人材確保や処遇改善は各企業が自主的に判断し対応することが基本であり、多くの企業は特定最低賃金を大きく上回る賃金水準を設定している」との御指摘については、企業が経営状況や人材需給に応じて、特定最低賃金を上回る賃金水準を自主的に設定することは当然です。しかし、特定最低賃金は、すべての企業の賃金を同一水準にそろえる制度ではなく、産業としてこれを下回ってはならない最低水準を定めるものです。
一部の企業が高い賃金水準を設定していることをもって、産業として最低水準を確保する必要性がなくなるわけではありません。特に、企業規模や労使関係の違いによって賃金水準に差が生じる中、春闘等による賃上げの成果が産業内のすべての企業・労働者に同様に及ぶとは限りません。だからこそ、個々の企業の自主的な賃金決定を

尊重しながらも、産業として一定の最低賃金水準を確保することに意義があります。

また、中小企業を取り巻く経営環境が厳しく、価格転嫁が十分に進んでいない企業があることは理解しています。しかし、こうした状況を理由として賃金水準の引上げを抑制すれば、人材の確保・定着がさらに困難となり、他府県や他産業への人材流出を招くおそれがあります。

中小企業の経営環境への配慮は当然必要ですが、その課題は特定最低賃金を不要とする理由ではなく、適正な取引や価格転嫁を通じて解決していくべき課題です。賃上げ原資を確保するための価格転嫁や取引適正化を進め、中小企業が必要な利益を確保し、その利益を人材への投資や賃金改善につなげていく好循環が重要です。

特定最低賃金によって産業として必要な賃金水準を形成することと、取引適正化によってその賃金を支える環境を整備することは、対立するものではありません。むしろ、賃金引上げと企業の持続的な成長を両立させるため、一体的に進めるべき取り組みです。

さらに、兵庫県においても人手不足が重要な課題となっています。兵庫県政労使会議等においても県内企業の人手不足は重要な課題として認識されており、兵庫県、兵庫労働局、経済団体、使用者団体においても共通の課題認識となっています。令和７年５月には「人手不足問題対策会議」も設置されており、人材確保・定着は、労働者側だけが指摘する課題ではありません。

製造業に目を向けても、兵庫県では技能を必要とする職種を中心に人材確保が容易ではない状況がうかがえます。輸送用機械産業と関係の深い職種においても求人倍率が高い状況にあり、技能人材の確保競争は厳しさを増しています。

こうした中、兵庫県の輸送用機械産業、特に重要な位置を占める造船業では、人材確保と技能継承が極めて重要な課題です。造船業は、設計、溶接、組立、塗装、艤装、機械整備など、幅広い技能・技術を必要とし、一人前の技能者を育成するまでに長い期間を要します。

そのため、「採用できない」ことに加え、「定着しない」ことも大きな課題です。若者の就職先の選択肢が広がり、人口流出も課題となる中、地域の産業が必要な人材を確保するためには、仕事の内容だけでなく、賃金や労働環境を含め、「この地域、この産業で働き続けたい」と思える魅力を高めていく必要があります。

また、造船業をはじめとする輸送用機械産業では、高度な技能が求められるとともに、屋外や大型構造物の近くでの作業など、厳しい作業環境への対応も検討しなければなりません。安全衛生面の改善を進めることは当然ですが、こうした仕事に対して適正な賃金水準を確保することも、人材の確保・定着を図るうえで重要な要素です。

輸送用機械器具製造業は、兵庫県の雇用とものづくりを支える重要な産業です。その産業を維持・発展させるためには、必要な技能・人材を確保し、定着させ、次世代へ技能を継承させていかなければなりません。

もちろん、人手不足の要因を賃金だけに求めることはできません。仕事内容、労働時間、安全衛生、職場環境、キャリア形成など、さまざまな要因があります。しかし、

賃金を含む労働条件が、人材の確保・定着における重要な要素であることは否定できません。
だからこそ、個々の企業の判断だけに委ねるのではなく、輸送用機械産業として一定の賃金水準を確保する意義があります。特に、労働組合の組織率が低い中小企業や、賃金交渉力に限界のある企業においても、産業全体の賃金形成から取り残されることのないよう、最低限の水準を確保することが必要です。
さらに、特定最低賃金は地域別最低賃金とは異なり、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完するものとして、当該産業の労使のイニシアティブにより設定されてきました。現行の 1,188 円についても、これまで当該産業の労使が真摯な議論を重ね、積み上げてきた水準であり、その意義は極めて重いものと認識しています。
以上のことから、兵庫県の輸送用機械産業における特定最低賃金については、単に地域別最低賃金との差額や、中小企業の経営が厳しいという一面だけで必要性を判断すべきではありません。
人材確保・定着、技能・技術の継承、中小企業の持続的な経営、適正な価格転嫁・取引環境の整備、そして兵庫県のものづくり基盤の維持・発展という産業全体の観点から、その必要性を判断することが重要です。
兵庫県輸送用機械器具製造業特定最低賃金の改正は、兵庫県に集う私たちの産業が、より魅力あるものとして発展し、技術・技能の伝承と人材の確保・定着につながるものと考えます。労働者側としては、引き続き、当該産業の労使による真摯な議論を積み上げながら、特定最低賃金の維持・改善に取り組んでいきたいと考えます。
以上でございます。

○千田部会長
ありがとうございました。
労使双方の御意見は異なるようですので、ここからは、公益側委員が労使委員それぞれからお話をお聞きすることとしたいと思います。
では、最初は使用者側委員からお話をお聞きしてよろしいですか。
別室へお願いします。

（別室にて公使協議、その後公労協議、労使協議）

○千田部会長
審議を再開します。
労使でお話をしていただきましたが、労使協議の結果を教えてください。

○鈴木委員
では、使用者側の考えに少し変化がありましたので、使用者側からお話させていた

だきます。
特定最賃の必要性についてですが、これまでの専門部会において繰り返し申し上げてきたところでありますが、近年の地域別最低賃金の大幅な引き上げにより特定最賃の制度を取り巻く環境は大きく変化しているということは常々お伝えしているところです。
特定最低賃金は本来、地域別最低賃金を上回る水準を設定する合理的な必要性がある場合に適用される制度ですが、現在では地域別最低賃金を下回る特定最低賃金も数多く存在しており、制度本来の役割や存在意義について検証すべき状況にあるということは前回から一貫してお伝えしているところでございます。
本来であれば、特定最低賃金制度については、改正の必要性の議論をするだけではなく、その制度のあり方そのものや将来的な方向性についても検討すべきものだと考えております。これについては、今も考えを変えておりません。
一方で、制度は現時点において法制度として存続しており、また、使用者側の組織においても一部の産業においては、人材確保や産業振興の観点から特定最低賃金を活用することも選択肢としてあり得るという整理もなされております。
加えて、制度の廃止や抜本的見直しについては当該産業のみならず全国的な制度運用にも係わる課題であり、個別の専門部会の議論のみで直ちに結論付けられるものでもないとも考えております。
したがいまして、使用者側としてはこれまで申し上げてきた制度の見直しや将来を見据えた必要性については、引き続き主張していくものの、現制度の枠組みの中で必要性審議を進めることについてはやむを得ないと考えます。
ただ、これは冒頭申し上げているとおり、特定最低賃金制度の有効性や必要性を全面的に認める主張ではありません。特に使用者側としては地域別最低賃金との関係、制度の実効性、産業に与える影響等について検証を重ね、制度のあり方について継続して議論していく必要性を主張するものでありますが、これらの背景全部を踏まえて総合的に勘案して本年度についてもやむを得ず、必要性ありと見解を変更させていただきたいと思います。
以上です。

○千田部会長
ありがとうございます。労側から何か補足はありませんか。

○労働側委員
ありません。

○千田部会長
ありがとうございます。
労使の御意見をお聞きしたところ、意見が一致したと考えますので、本専門部会と

しての意見をまとめさせていただきたいと思います。
　７月 13 日の本審において、専門部会が全会一致で決議した場合は、最低賃金審議会令第６条第５項を適用することを議決していますので、まずは全会一致の確認をさせていただきます。
　兵庫県輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正の必要性の有無について、本専門部会において、「その最低賃金については改正決定することを必要と認める」との内容で報告書を作成することについて異議はございませんか。

○各委員
　異議なし。

○千田部会長
　出席者全員の御賛同をいただきましたので、本専門部会におきましては、全会一致により「兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金については改正決定することを必要と認める」との結論に至った、ということを確認いたしました。
　では事務局は、その内容で専門部会報告及び答申文についてそれぞれの（案）の作成をお願いします。

○安積賃金室長
　準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

　（事務局、別室に移動し、報告書案・答申文案を作成）

○千田部会長
　では、報告文案から確認をしたいと思いますので、事務局において報告文案を読み上げてください。

○下風賃金指導官
　はい、報告文案を読み上げます。
　案
　令和８年８月 25 日
　兵庫地方最低賃金審議会
　会長　山口隆英　殿

　兵庫地方最低賃金審議会
　兵庫県輸送用機械器具製造業
　最低賃金専門部会
　部会長　　千田直毅

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和８年７月 13 日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員　清田美夏、千田直毅、三上喜美男
労働者代表委員　圓行弘幸、片山勇輝、田川恵介
使用者代表委員　伊藤敦、金子敏之、鈴木健朗

以上です。

○千田部会長
ただ今、読み上げていただいた、報告文案の内容でよろしいですか。

○各委員
異議なし。

○千田部会長
それでは、報告文案から案を消したものを正式な報告文とします。
続いて、今回は全会一致での議決となりますので、局長あての答申を行います。
それでは事務局で、答申文案を読み上げてください。

○下風賃金指導官
はい、答申文案を読み上げます。
案
令和８年８月 25 日
兵庫労働局長
金成真一　殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長　山口隆英

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）
当審議会は、令和８年７月 13 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴

職から諮問のあった兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

以上です。

○千田部会長
ただ今読み上げていただいた、答申文案の内容でよろしいですか。

○各委員
異議なし。

○千田部会長
それでは、答申文案から案を削除した正式な答申文をもって、審議会長名で局長あてに答申することとします。
本日、労働基準部長に答申文をお渡しすることとしますので、事務局は準備をお願いします。

（千田部会長から丸山労働基準部長に答申文を手交）

○丸山労働基準部長
ありがとうございます。

○千田部会長
続いて、議題（２）「その他」ですが、事務局から何か説明事項等ありますか。

○安積賃金室長
本日、改正必要性ありの答申をいただきましたので、意見聴取の公示を今後 15 日間行うこととなります。
そのため、次回の日程ですが、次回は９月 14 日、月曜日、午前９時 30 分からの開催でお願いいたします。よろしいでしょうか。
また、次回の専門部会につきまして、公開、非公開についての御判断をお願いいたします。

○千田部会長
では、次回は９月 14 日、月曜日、午前９時 30 分からの開催とします。
次回は金額審議となりますが、一昨年より、専門部会においても、「公労使三者が集まって議論を行う部分については公開」と決定しておりますので、引き続き公開した

いと思います。
皆さん、よろしいでしょうか。

○各委員
異議なし。

○千田部会長
特に異議もないということですので、その予定で今後進めていくこととします。
その他、何かございますか。

○各委員
（特になし）

○千田部会長
それでは、本日はこれで終わります。お疲れ様でした。

○各委員
お疲れ様でした。

千田　直毅

圓行　弘幸

伊藤　敦